



# 鳥取県公報

平成12年3月31日(金)

号外第36号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	鳥取県会計規則の一部を改正する規則（会計課） .....	2
	鳥取県物品事務取扱規則の一部を改正する規則（〃） .....	3
	鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則（〃） .....	3
	鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を 改正する規則（〃） .....	5
	鳥取県手数料徴収規則を廃止する規則（〃） .....	5
	道路交通法第113条の規定による道路使用許可申請手数料等徴収規則及び質屋営業の許 可証に関する手数料徴収規則を廃止する規則（警察本部警務課） .....	5
◇ 公安規則	鳥取県警察証明等手数料条例施行規則を廃止する規則（会計課） .....	6
◇ 議会告示	鳥取県議会事務局処務規程の一部改正（総務課） .....	6
	鳥取県議会事務局組織規程の一部改正（〃） .....	6

### ——公布された規則のあらまし——

#### ◇鳥取県会計規則の一部を改正する規則

- 1 鳥取県中部県民局及び鳥取県西部県民局を廃とし、それぞれの県民課長を出納員とすることとした。  
(別表第1関係)
- 2 廃に指定している機関から鳥取県米子商工労政事務所を削ることとした。(別表第1関係)
- 3 鳥取県姫路鳥取線用地事務所の出納員に充てる職を主幹から次長に改めることとした。(別表第1関係)
- 4 出納員に委任する事務から税務課の自動車税等の現金による収納の事務を削ることとした。(別表第1  
の2関係)
- 5 統轄店及び指定出納取扱店が相互に資金の送付をする際の資金送付書及び資金受領書を廃止することと  
した。(第90条、別表第30号、別表第31号関係)
- 6 この規則は、平成12年4月1日から施行することとした。

#### ◇鳥取県物品事務取扱規則の一部を改正する規則

- 1 物品の分類項目に出土文化財を追加することとした。(第3条関係)
- 2 分任物品取扱主任を、警察本部長が命ずる者（現行 警察本部の各課の次席の職にある者）とすること  
とした。(第5条第3項関係)
- 3 この規則は、平成12年4月1日から施行することとした。

#### ◇ 鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

- 1 証紙の消印等に関しては、広域連合の長を廃長とみなす旨の規定を削除することとした。(第7条の2  
関係)
- 2 証紙による収入の方法により徴収する自動車税等の歳入への受入れ手続については、別に定めるところ

によることとした。(新第8条第2項関係)

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。(別表第1関係)

4 施行期日等

(1) この規則は、平成12年4月1日から施行することとした。

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

1 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う事務の範囲に、議会事務局及び教育委員会事務局の文書の印刷に関する事務を加えることとした。(第2条関係)

2 その他所要の規定の整備をすることとした。

3 この規則は、平成12年4月1日から施行することとした。

## 規 則

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第65号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)の一部を次のように改正する。

第90条を次のように改める。

第90条 削除

別表第1中 「

鳥取県大阪事務所	商工観光課長
----------	--------

」 を

鳥取県大阪事務所	商工観光課長
鳥取県中部県民局	県民課長
鳥取県西部県民局	県民課長

に改

め、鳥取県米子商工労政事務所の項を削り、同表鳥取県姫路鳥取線用地事務所の項中「主幹」を「次長」に改める。

別表第1の2の1の表中「書類の写しの作成」の次に「及び送付」を加え、

管 財 課	鳥取県庁北納に関する証紙徵収の並びに自動係る延滞金あつた場合務
税 务 課	

側有料駐車場の利用料金の収  
事務

方法により徵収する自動車税  
車取得税及び自動車取得税に  
の額に相当する現金の納付が  
の当該現金の収納に関する事

を 「 管 財 課 | 鳥取県庁北側有料駐車場の利用料金の収  
納に関する事務 」 に改める。

様式第30号及び様式第31号を次のように改める。

様式第30号及び様式第31号 削除

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

鳥取県物品事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県規則第66号**

鳥取県物品事務取扱規則の一部を改正する規則

鳥取県物品事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第3条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

（7）出土文化財

第5条第3項中「警察本部の各課の次席の職にある者をもってこれに充てる」を「警察本部長が任命する」に改める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県規則第67号**

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「別表第1第1号」を「別表第1の1の項」に改め、同条第2項中「別表第1第2号」を「別表第1の2の項」に改める。

第7条の2を削る。

第8条第1項中「別表第1第1号」を「別表第1の1の項」に、「毎四半期の」を「、毎四半期の」に改め、「別表第1第2号に掲げる歳入については毎月の証紙による収入額を」を削り、「当該四半期の」を「、当該四半期の」に改め、「又は当該月の翌月の20日」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 別表第1の2の項に掲げる歳入については、別に定めるところによる。

第13条第1項第1号中「別表第1第1号及び第2号(2)」を「別表第1の1の項及び2の項第2号」に改め、同項第2号中「別表第1第2号(1)」を「別表第1の2の項第1号」に改める。

別表第1中「(第2条関係)」を「(第2条、第7条、第8条、第13条関係)」に改め、同表1の項を次のように改める。

**1 使用料及び手数料**

- (1) 鳥取県税条例（昭和29年鳥取県条例第26号）第28条の2第3項及び第146条第2項の規定に基づく手数料
- (2) 鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第16号）第4条第1項及び第5条第1項の規定に基づく手数料
- (3) 鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第15号）第5条第1項及び第6条第1項の規定に基づく手数料
- (4) 鳥取県立看護婦等養成施設の設置及び管理に関する条例（平成7年鳥取県条例第4号）第4条の規定に基づく手数料（入学料及び入学選抜手数料に限る。）
- (5) 保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例（昭和44年鳥取県条例第9号）第2条の規定に基づく使用料及び手数料（同条例別表2の項から11の項までに規定する使用料及び手数料に限る。）
- (6) 公告に係る紛争の処理の手続に要する費用等に関する条例（昭和45年鳥取県条例第52号）第4条の規定に基づく手数料
- (7) 鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年鳥取県条例第20号）第17条の規定に基づく手数料
- (8) 鳥取県公衆浴場法施行条例（昭和32年鳥取県条例第4号）第7条の規定に基づく手数料
- (9) 鳥取県旅館業法施行条例（昭和33年鳥取県条例第43号）第11条の規定に基づく手数料
- (10) ふぐの取扱等に関する条例（昭和34年鳥取県条例第12号）第11条の規定に基づく手数料
- (11) 鳥取県魚介類行商条例（昭和40年鳥取県条例第9号）第8条の規定に基づく手数料
- (12) 鳥取県興行場法施行条例（昭和59年鳥取県条例第16号）第5条の規定に基づく手数料
- (13) 鳥取県化製場等に関する法律施行条例（昭和59年鳥取県条例第17号）第8条の規定に基づく手数料
- (14) 鳥取県食肉衛生検査所条例（平成12年鳥取県条例第16号）第3条の規定に基づく手数料（同条例別表4の項に規定する手数料を除く。）
- (15) 鳥取県食品衛生法施行条例（平成12年鳥取県条例第17号）第4条の規定に基づく手数料
- (16) 鳥取県理容師法施行条例（平成12年鳥取県条例第18号）第4条の規定に基づく手数料
- (17) 鳥取県美容師法施行条例（平成12年鳥取県条例第19号）第4条の規定に基づく手数料
- (18) 鳥取県産業技術センター条例（平成11年鳥取県条例第36号）第5条第1項の規定に基づく設備使用料及び同条第2項の規定に基づく手数料
- (19) 鳥取県改良普及員資格試験条例（昭和27年鳥取県条例第59号）第10条の規定に基づく手数料
- (20) 鳥取県農業試験場手数料条例（昭和50年鳥取県条例第1号）第1条の規定に基づく手数料
- (21) 鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和30年鳥取県条例第34号）第5条の規定に基づく手数料
- (22) 鳥取県林業改良指導員資格試験条例（昭和33年鳥取県条例第11号）第8条の規定に基づく手数料
- (23) 鳥取県林業試験場手数料等徴収条例（平成8年鳥取県条例第2号）第2条の規定に基づく手数料
- (24) 鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）第10条の4第2項の規定に基づく手数料
- (25) 鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）第13条の規定に基づく手数料
- (26) 鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例（昭和63年鳥取県条例第4号）第2条の規定に基づく手数料（県立高等学校の入学料、県立幼稚園の入園料及び県立高等学校の入学選抜手数料に限る。）
- (27) 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）第2条第1項の規定に基づく手数料（同項第223号から第225号までに規定する手数料を除く。）
- (28) 鳥取県警察手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第38号）第2条第1項の規定に基づく手数料（同項第31号に規定する手数料を除く。）

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に納付された証紙の消印、整理及び収入状況の報告については、なお従前の例による。

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第68号

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則（昭和39年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

（3）部（警察本部を除く。）の文書の印刷及び発送に関する事務

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

鳥取県手数料徴収規則を廃止する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第69号

鳥取県手数料徴収規則を廃止する規則

鳥取県手数料徴収規則（昭和31年鳥取県規則第1号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

道路交通法第113条の規定による道路使用許可申請手数料等徴収規則及び質屋営業の許可証に関する手数料徴収規則を廃止する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第70号

道路交通法第113条の規定による道路使用許可申請手数料等徴収規則及び質屋営業の許可証に関する手数料徴収規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 道路交通法第113条の規定による道路使用許可申請手数料等徴収規則（昭和35年鳥取県規則第51号）
- (2) 質屋営業の許可証に関する手数料徴収規則（昭和53年鳥取県規則第60号）

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

## 公安委員会規則

鳥取県警察証明等手数料条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県公安委員会委員長 森 泰 徳

### 鳥取県公安委員会規則第3号

鳥取県警察証明等手数料条例施行規則を廃止する規則

鳥取県警察証明等手数料条例施行規則（昭和34年鳥取県公安委員会規則第2号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

## 県議会告示

### 鳥取県議会告示第2号

鳥取県議会事務局処務規程（昭和38年鳥取県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成12年3月31日

鳥取県議会議長 廣 江 式

第3条総務課長の項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 軽易又は定例的な広報に関すること。

第3条議事調査課長の項第8号中「収集」の次に「及び提供」を加え、同項第9号を削る。

附 則

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

### 鳥取県議会告示第3号

鳥取県議会事務局組織規程（平成7年鳥取県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成12年3月31日

鳥取県議会議長 廣 江 式

第3条総務課の項中第16号を第19号とし、第7号から第15号までを3号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の3号を加える。

- (7) 議員提出議案の立案及び審査に関すること。
- (8) 議会の情報公開に関すること。
- (9) 議会の広報に関すること。

第3条議事調査課の項中第15号及び第16号を削り、第17号を第15号とし、第18号を第16号とし、第19号を第17号とする。

第5条第3項中「主幹」の次に「・副主幹」を加える。

第6条第8項中「主幹」の次に「及び副主幹」を加える。

#### 附 則

この告示は、平成12年4月1日から施行する。